秋田公立美術大学教職および博物館学芸員課程委員会規程

平成25年10月22日 規程第138号

(設置)

第1条 教職課程および博物館学芸員課程(以下「教職課程等」という。) に関する基本的な事項を審議するため、秋田公立美術大学学則(平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。) 第16条第1項の規定に基づき、学則第3条第5項に規定する美術教育センターに教職および博物館学芸員課程委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、教職課程等に関する次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 授業科目の編成に関すること。
 - (2) 履修計画に関すること。
 - (3) 教育実習、介護等体験実習および博物館実習に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教職課程等に関する重要事項 (組織)
- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 美術教育センター長
 - (3) 学長が指名する美術教育センターの専任教員 5人以内
 - (4) 各専攻の長
 - (5) 学務委員会委員長
 - (6) 事務局長が推薦し、学長が指名する事務局職員 2人以内
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、委員を増減し、又は期間を定め同項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、学長は、補欠の委員を指名することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(秋田公立美術大学教育実習等運営委員会等)

- 第7条 委員会に、教育実習、介護等体験実習および博物館実習(以下「教育実習等」という。)の円滑な実施に関し必要な事項を審議するため、秋田公立美術大学教育実習等運営委員会を置く。
- 2 委員会に、教育実習等の前後に、実習計画等に関する連絡調整、協議 および意見交換を行い、教育実習等を効率的かつ円滑に実施するため、 秋田公立美術大学実習連絡協議会を置く。
- 3 前2項に定める秋田公立美術大学教育実習等運営委員会および秋田公立美術大学実習連絡協議会の組織および運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

- 第9条 委員会の議事録は、委員が作成し、議長が確認の上、署名する。
- 2 前項の議事録は、事務局長が保管するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の協議内容について、学長又は学長が指定する 会議もしくは者に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 学長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月22日から施行する。

(委員の任期)

2 この規程の施行の日後、最初に就任する委員の任期は、第4条第1項 の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(秋田公立美術大学教育実習等運営委員会規程の廃止)

3 秋田公立美術大学教育実習等運営委員会規程(平成25年公立大学法人 秋田公立美術大学規程第133号)は、廃止する。

附 則 (平成26年5月28日規程第20号)

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。